

長崎県知事 大石 賢吾 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 福崎 龍馬



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和 7 年 8 月 25 日付け R07-01060-02105 で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

長崎県が行う「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審査会が、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）第 10 の 1（2）に定める審査の観点に基づき点検したところ、指針に定める実施手続等に適合しており、当該評価書（案）の内容は指針に定める評価の目的等に照らし概ね妥当であると認められる。

なお、特定個人情報保護という重要性から、以下の諸点につき、審査会における点検を踏まえて、引き続き有効なリスク対策の実施に向けた見直しに適宜取り組まれることにより、さらに充実した安全管理運営がなされるものと思われる。

- （1）評価書に記載したとおりに運用がなされていること、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について自己点検や監査を実施するにあたっては、チェックリストの運用が形骸化しないよう具体的かつ実効性のある項目を設定するなど適宜見直しを行うこと
- （2）審査会における質疑応答を踏まえ、「特定個人情報の入手」、「特定個人情報の使用」、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」及び「監査」におけるリスク対策の実施手法について、より分かりやすく具体的な記載に改めること